

人と動物のより良い関係をめざして

動物愛護シリーズ《その③》

人と動物が共生できる社会の実現に、動物の正しい飼い方などについて考えてみましょう（参考資料：総務省監修 広報通信・カットは環境省発行パンフレットから転載）。

●動物愛護管理法が改正

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項、人に対する危害や迷惑の防止などを図るための動物の管理



に関する事項を定めた法律で、平成17年6月、第162国会において改正され、平成18年6月1日から施行されています。改正された主なところは、基本原則に「動物が命あるものであること」「人と動物の共生に配慮すること」の2点が追加されました。

また、大きく変わったところは、飼主の責任が明確になり、動物の適正な飼育、迷惑行為の防止、動物の感染症についての知識をもつことなどが加わりました。虐待による罰則強化や、動物販売業者は、購入者に対して、その動物の適切な飼育方法についてきちんと説明することが求められることになりました。

●周りの人や自然環境に配慮する

動物を逃がしたり、放し飼いをしたりすることは、動物の事故だけでなく、周りの人々に危害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることにもつながります。また、逃げたり捨てられたりした動物が、野生動物の生活を圧迫するなど、自然生態系へのさまざまな影響も問題となっています。

飼い主は、飼っている動物が、周りの人々や自然環境に問題を生じさせないように、十分に管理しましょう。



●危険な動物の飼養は申請を

ワニや毒へびなど、人の生命などに危害を加えるおそれのある動物の飼養については、各都道府県等の条例により、事前に許可をとることが義務づけられているものがあります。



●愛護法違反の判決実例

などの虐待、野良猫に対する虐待、殺傷も対象です。遺棄した場合、50万円以下の罰金などが科せられます。

●遺棄・虐待に對する罰金・罰則があります

法律により、愛護動物（牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いんげん、鶏、いんげん、あひるのほか、人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類）をみだりに殺したり傷つけたりした人には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

また、飼っている動物に餌や水をあげないなどして衰弱させ



- ・平成14年11月 神奈川県で野良猫23匹殺害（懲役1年）
- ・平成14年5月 福岡県でインターネット公開子猫虐殺ごげんちゃん事件（懲役6カ月）
- ・平成18年6月 福岡県力丸ダム公園で犬の大量遺棄事件（動物愛護法違反で起訴中）



●動物飼養のQ&A

Q どうして繁殖制限が必要なの？
A 一般に飼われる動物のほとんどは、たくさん子どもを産みます。自由に繁殖できる状況では、あっという間に数が増えてしまいます。しかし、動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。

す。次々と生まれる動物をすべて飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのにも限界があります。きちんと世話できる数以上の動物をかかえてしまうと、掃除が行き届かなかつたり、一匹一匹に気を配れなく健康を害してしまうなど、動物を苦しめるばかりではなく、臭いや騒音で近所の人たちにも大きな迷惑をとをいまだに知りません。餌だけやって、あとは野放しという手軽さで、避妊去勢もせず、外で生まれた子猫には感知しない飼い主が多いことも認識していただきたいと願います。」

動物愛護に私の要望 (コメント)

恵良尚子さん (甲植木区)



動物愛護法の周知徹底を

「動物愛護法は、先に述べましたように、動物愛護精神を基本に、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を資するといった、全国民が対象となる法律です。また捨て犬捨て猫（遺棄）、虐待、殺傷は犯罪であり、懲役刑、罰金刑が課せられます。法律の周知は、それらの犯罪の抑止力にもなりえます。『たかが犬・猫』『子猫は目が開かな

いうちに処分すれば罪にならない』『猫好きの家の庭に放しつ』『人の目に付くところに、子犬とエサをダンボールに入れて置いた』など、動物を物扱いし、さまざまな免罪符をもって正当化する大人への啓発のためにも、法律の周知は必要だと考えます。法の原文そのままの堅苦しい文言ではなく、生命尊重の大原則、飼い主の責務、罰則の強化及び判例の紹介等を、分かりやすくまとめて広報していただきたいと思えます。特に、猫の飼い主は、環境省が猫の屋内飼育を基準明記し、放し飼いの場合の責務も明記しているこ

「近年、排除から共生へと、全国的に動物に対する意識は向上しています。動物愛護は「犬猫がかわいい」といった個人的趣味のレベルのものではなく、人としての基本理念でもあります。須恵町でも、飼い猫飼犬が及ぼす近隣迷惑が日常化しています。動物好きでも動物嫌いな人も、動物もすべて快適に生活する権利があります。真の共生のために、今後、町政でも少しずつ取り組んでいただけたら、切にお願い申し上げます。」

●粘り強く推進

かけてしまいます。また、県の動物管理センターでは、引き取った犬・猫の新しい飼い主を探す「里親制度事業」を行っています。思うように

「要望趣旨の動物愛護精神の高まりや普及活動の充実につきましては、町へ寄せられる動物飼養の苦情内容（主に犬・猫）を見ましても、適正飼養について理解不足の飼い主があらわれることも事実です。そこで、町はこの問題解決に向けての手段としては、広くみなさんに、動物と人の共生や動物愛護精神の高まり、マナーを訴える広報記事（「なるほど共育シリーズ」）昨年（7・8月号）を載せるなどして啓発をはかるほか、動物の正しい飼い方のチラシを配布するなどして、この対策に努めています。

また、犬の咬傷事故や著しく生活環境が損なわれる事態が発生したときは、粕屋保健福祉事務所などと連携し、法の規定に基づき事態の発生者に対し、指

飼い主が見つからないのが実情です。寿命を全うせずに死んでいく動物の問題を解決するためにも、繁殖制限は必要なのです。

「導、勧告を行うなどしています。そして、今回のご要望の中にもありました。動物愛護法の周知の徹底（平成18年6月1日施行）や動物愛護精神の高まりと普及、啓発活動の充実、広報での犬猫引き取り欄設置などについて町の対策としましては、今後とも粕屋保健福祉事務所や県動物管理センター、町内各行政区長などの連携をはかりながら、動物愛護の適正飼養を呼びかける看板設置をはじめ、衛生巡回パトロールの実施、狂犬病予防注射時には啓発チラシを配布するなどして意識の高まりと啓発に努めるほか、広報メディア（情報伝達媒体）のありかたにつきましては、情報の適時性や正確性、動物愛護・管理体制の整備状況などを見極めながら、粘り強くこの対策と推進に努めます。」